2018 社会環境学部 点検·評価報告書

目次

第	1章	理念・目	的					1
	点検・	評価項目	① 大学の理念	・目的を適切	に設定しているが	か。また、それる	を踏まえ、学部	• 研究科
	の目的	を適切に	設定しているか	١,				1
	点検・	評価項目	② 大学の理念	・目的及び学	部・研究科の目的	内を学則又はこれ	ιに準ずる規則	等に適切
	に明示	し、教職	員及び学生に馬	知し、社会に	対して公表してい	いるか。		1
	点検・	評価項目	③ 大学の理念	:・目的、各学	部・研究科におい	する目的等を実 現	見していくため	、大学と
	して将	来を見据	えた中・長期の	計画その他の	諸施策を設定し [.]	ているか。		1
第	;4章	教育課程	• 学習成果					2
	点検・	評価項目	① 授与する学	位ごとに、学	位授与方針を定る	め、公表している	るか。	2
	点検・	評価項目	② 授与する学	位ごとに、教	育課程の編成・	実施方針を定め、	、公表している	か。 3
	点検・	評価項目③	教育課程の	編成•実施方針	に基づき、各学位	立課程にふさわし	」い授業科目を	開設し、
	教育謂	課程を体系	的に編成してい	いるか。				4
	点検・	評価項目	④ 学生の学習	アを活性化し、	効果的に教育を	行うための様々	な措置を講じて	こいるか。
								4
						に行っているか。		
	点検・	評価項目	⑥ 学位授与方	針に明示した	学生の学習成果	を適切に把握及で	び評価している	か。 6
	点検・	評価項目	⑦ 教育課程及	びその内容、	方法の適切性につ	ついて定期的に点	点検・評価を行	っている
	か。ま	た、その	結果をもとに改	(善・向上に向	けた取り組みを	行っているか。.		6
第	5 章	学生の受	け入れ					8
	点検・	評価項目	① 学生の受け	入れ方針を定	め、公表してい	るか。		8
	点検・	評価項目(② 学生の受け	入れ方針に基	づき、学生募集及	及び入学者選抜の	の制度や運営体	制を適切
	に整備	もし、入学 しょうしょう かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かい	者選抜を公正に	実施している	か。			8
	点検・	評価項目(③ 適切な定員	を設定して学	生の受け入れを彳	行うとともに、右	主籍学生数を収	容定員に
	基づき	適正に管	理しているか。					9
	点検・	評価項目	④ 学生の受け	入れの適切性	について定期的に	に点検・評価を行	行っているか。	また、そ
	の結果	をもとに	改善・向上に向	けた取り組み	を行っているか。	o		10
第	6章	教員・教	員組織					11
	点検・	評価項目	① 大学の理念	:・目的に基づ	き、大学として	求める教員像や	各学部·研究科	等の教員
	組織の	編制に関	する方針を明示	しているか。				11
	点検・	評価項目	② 教員組織の	編制に関する	方針に基づき、	教育研究活動を 原	展開するため、	適切に教
	員組織	せを編制し	ているか。					12
	点検・	評価項目	③ 教員の募集	、採用、昇任	等を適切に行っ	ているか。		13
	点検・	評価項目	④ ファカルテ	-ィ・ディベロ	ップメント(F	D)活動を組織	的かつ多面的に	実施し、
	教員σ)資質向上	及び教員組織の	改善・向上に	つなげているか。	o	••••	13

2018 年 部門別 点検・評価報告書 社会環境学部

部門	社会環境学部				
責任者	学部長	森山 聡之			
	社会環境学部 FD 部会				

第1章 理念・目的

(1) 現状説明

点検・評価項目① 大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

〇学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の 目的の設定とその内容

○大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

福岡工業大学の建学の綱領および育成すべき人材像を踏まえ、社会環境学部社会環境学科は、それを受け、教育研究上の目的を定めている。その内容は次の通りである。

環境に関わる諸問題に関して主として社会科学及び社会科学及び人文科学の立場からアプローチ し、社会の仕組みを理解した上で、環境調和型の社会実現に貢献することのできる実践型の人材の育 成を目的とする。

また、学科において修得する知識・能力を学習・教育到達目標として設定し、学位授与方針 (DP) に定めている。

[根拠資料:学則、学生便覧]

点検・評価項目② 大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切 に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

〇学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の 目的の適切な明示

〇教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知及び公表

社会環境学科の理念・目的は Web サイト等を通じて学生や教職員はじめ学内外に広く公開している。特に、学生に対しては教育研究上の目的等を学生便覧や学科掲示板等に掲載し、新入生への学科オリエンテーションにおいて、学生便覧を用い周知、説明している。

[根拠資料:学科オリエンテーション資料、

[Web] http://www.fit.ac.jp/gakubu/syakai-kankyo/index]

点検・評価項目③ 大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

〇将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定

社会環境学部では、学部長および学科のFD委員からなるFD部会において、学部の重点推進課題および行動計画に係る具体的な施策を検討・設定している。

また、学園の第7次中期経営計画(以下、マスタープラン)(H28~32年度)に基づき、部門別中期 運営計画において、社会環境学部の各課題について方針、方策・具体策、指標を設定し、年度ごとに 重点推進課題および行動計画(以下、アクションプログラム)を策定している。第7次MPの3年目 にあたるH30年度に行われた第8次MPの策定に際しては、学部長および学部代表教員が策定委員と して参画し、第7次MPのレビューを踏まえつつ、将来に向けた諸施策を設定している。

[根拠資料:第1回社会環境学部FD部会議事録、第8次MP策定委員会資料]

(要提出資料・根拠資料について)

1. 要提出資料:

点検・評価項目ごとに<u>必ず提出を要する資料</u>です。<u>基準1</u>における要提出資料は以下の通りです。 書面評価・実地調査のベースとなりますので、事前に内容をご確認下さい。

- ■寄附行為又は定款⇒項目①・②関連
- ■学則、大学院学則又は教育研究上の目的を規定したその他の規程⇒項目①・②関連
- ■大学、学部・研究科を紹介するパンフレット⇒項目①・②関連
- ■大学及び学部・研究科の理念・目的を公表しているウェブサイト⇒項目①・②関連
- ■アクションプランや中長期計画など将来を見据えた計画等にあたるもの⇒項目③関連

2. 根拠資料:

自己点検・評価の記述内容に応じて、<u>評価項目ごとに任意で選定</u>下さい。必ずしも<u>「要提出資料」を「根拠資料」</u> と位置付ける必要はありません。

(2) 長所・特色

①理念・目的の実現に資する事項であり、有意な成果が見られる(期待できる)もの

②わが国の高等教育において先駆性又は独自性のある事項であり、有意な成果が見られる(期待できる)もの

点検・評価項目①および②に関し、社会環境学科の理念と目的、各コースの特徴を分かりやすく示す 図を作成し、オープンキャンパスや大学案内において志願者や保護者に提示している。

[根拠資料:大学パンフ、【Web】http://www.ses.fit.ac.jp/]

(3) 問題点

①基礎要件に関する問題又は大学としてふさわしい水準を確保する上での問題

②理念・目的を実現する上での問題

理念・目的を実現する上で、今後のさらなる Soceity5.0 への進展、SDGs の認識普及など社会変化に対応した専門知識・能力を身に着けた学生を育成できるように、常に学部や学科での目的な教育内容の見直しが必要である。しかし、教育の効果は、在学中の学生の学力向上だけでなく、卒業後に評価されるべきものであり、卒業生の就業状況の調査などは、実施の途上である。離職率や就職先企業の評価など経年でデータ収集し、検証していく必要がある。そのためには、学生の修学時の全ての情報を大学全体で収集・管理し、IR (Institutional Research) データとして教職員が参照できなければならない。

(4) 全体のまとめ

〇「理念・目的」の項目において、方針に沿った十分な取り組みといえるか、今後どのように取り組むべきかなどを、「大学基準」で求められている内容を踏まえて全体として総括する

社会環境学部社会環境学科では、学科の教育・研究目的をポリシーとして明確化、公表し、それを 実現するために MP および AP の作成と実行、評価を行っている。IR データは、全学で統合データベー ス化され、H29 年度からアクセス権限も考慮し、教学に利用を始めている.

第4章 教育課程・学習成果

(1) 現状説明

点検・評価項目① 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

〇課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与 方針の適切な設定及び公表

本学の教育理念に基づき、本学部の育成すべき人材像である「環境問題の解決に貢献できる実践型の人材育成」を目指すべく、社会環境学部では、環境に関する諸問題に関して主として社会科学の立場からアプローチし、社会の仕組みを理解した上で、環境調和型の社会実現に貢献することのできる実践型の人材の育成を目的とする。そのために教育分野として「経営」と「地域」に焦点を当てたコースを設置し、初年次から動機付け教育を行う。さらに各コースに共通する基礎的・基幹的知識を早期に習得した上で、それぞれのコースで目指す実践型人材育成に適したカリキュラムを履修し、問題

解決能力の向上を図る。さらにゼミナールやフィールドワーク等の体験を通じて、それまでの学修により得られた知識を実践できる機会を提供する。本学科では学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー、以下 DP)を策定・公表し、卒業までに学生が修得すべき知識・能力を次の A~I の観点で整理し、学習・教育到達目標として明示している。

A:地球的視点から多面的に物事を考える能力を身につけている。

B:環境調和型の社会実現に貢献することの必要性を理解している。

C: 社会科学に関する基礎力を養い、様々な問題に柔軟に対応できる能力を身につけている。

D: 社会科学分野の専門知識又はそれらを統合して自ら考える力を身につけている。

E: 従来型の発想では解決策が見出せぬような未知の問題に対し、広い視野に立ち柔軟な発想を行う力を身につけている。

F:理論的な思考力とそれにもとづく文章作成力、口頭発表能力、討論など国際的にも通用するコミュニケーション能力を身につけている。

G:自分自身のキャリア形成を考え、自主的継続的に学習する能力を身につけている。

H:与えられた制約の下で計画的に課題に取り組み、まとめる能力を身につけている。

I:組織の一員として機能しつつ、その中で自己の能力を最大限発揮できるような社会性を身につけている。

その上で、社会環境学科では「経営」と「地域」コースに相応しい人材育成のカリキュラムを設定 し、所定の科目を履修し、合格することで学位を授与することとしている。

[根拠資料:学生便覧(2018)pp.136-137、

[Web] http://www.fit.ac.jp/kyoiku/rinen/diploma_policy/syakai_kankyo]

点検・評価項目② 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

- 〇下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定及び公表
 - 教育課程の体系、教育内容
 - ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等
- ○教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性

社会環境学部では、教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー、以下 CP)を設定・公表しており、それぞれ学修領域(教育分野)、カリキュラム編成の基本方針、年次別科目の配当方針、学修成果の評価の在り方を明示している。

具体的な学習領域として「経営」と「地域」コースを設定している。経営コースでは現代社会の経営活動に求められるビジネススキルを総合的に学ぶコースとして、具体的には、経営実務に必要とされる戦略策定や組織統制、マーケティング、組織の財務・経理、さらには社会的責任や法制度などを、社会環境の知識を前提にしてバランスよく学修する。また地域コースでは現代社会の地域活動に関連するスキルを総合的に学ぶコースとして、具体的には、地域に関する政策や教育、地域と密接に関わる環境保全や経済活動、防災、組織の役割など、社会環境の知識を前提に、フィールドワークや地理情報システム等を利用してバランスよく学修する。

年次別科目の配当方針は、1年次には環境に関する諸問題に対して地球的な観点から多面的に物事を考え、環境調和型社会の実現に貢献することの必要性の理解と、社会科学の基礎を身につける。2年次では、基幹科目を中心に環境に関する諸問題を解決するための専門知識を修得し、専門ゼミを通じて学生のキャリア形成、様々な問題に柔軟に対応できる能力、および自主的継続的に学習する能力を身につける。3年次では、展開科目を中心に専門分野や複合的な視点から環境問題を考察する力を身につける。また、専門ゼミでのグループワークを通じて環境に関する諸問題の解決に取り組むための必要な計画する能力、まとめる能力を身につける。4年次の専門ゼミでは、地域社会および地球的

な視点から環境に関する諸問題に対応するためのプレゼンテーション能力や問題解決能力を身につける。

学修成果の評価の在り方として、各授業科目の学修内容、修得する知識・能力、到達目標、成績評価の方法・基準をシラバス等により学生に周知し、それに則した厳格な成績評価を行う。1年次、2年次および3年次終了時には修得した単位数とGPAに従い進級判定を行い、4年次終了時には、修得した単位数から学修到達度について総合的に評価する。

また、コース別の専門教育科目表を提示し、コース毎、年次別の構成科目を明確にしている。また 専門教育科目のディプロマ・ポリシーに対する関与度一覧表およびカリキュラムマップを策定し、周 知している。

[根拠資料:学生便覧(2018)p.137-144、【Web】http://www.ses.fit.ac.jp/]

点検・評価項目③ 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、 教育課程を体系的に編成しているか。

〇各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置

- ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性
- ・教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮
- ・単位制度の趣旨に沿った単位の設定
- ・個々の授業科目の内容及び方法
- ・授業科目の位置づけ(必修、選択等)
- ・各学位課程にふさわしい教育内容の設定
- (<学士課程>初年次教育、高大接続への配慮、教養教育と専門教育の適切な配置等
- <修士課程、博士課程>コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等
- <専門職学位課程>理論教育と実務教育の適切な配置等)
- ○学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

社会環境学科では、教養力・専門力を身につけるために教養力育成科目として基礎科目、キャリア科目、外国語科目等を開設している。また専門課程においては1年次には基礎ゼミナールを2年次から4年次までには専門ゼミナールとしてゼミナールI、II、IIIを開設しゼミ毎の専門的な知識修得を促している。さらに2018年度より「経営」と「地域」コースを設置し、経営コースでは経営活動において環境の重要性を理解し、社会で活躍できる高いビズネススキルを備えた人材を育成するため、簿記論、会計学、マーケティング論、企業論、経営戦略論などを開設している。また地域コースでは社会環境の知識を前提にフィールドワークや地理情報システム等を利用して地域活動に積極的貢献できる人材を育成するため、空間情報学、地域社会学、防災情報学、環境政策などの科目を開設している。

また体系的な教育課程を編成するため、学生には1年次に仮のコースを選択させ、自分の学修内容を意識し、2年次には4年次までのコースを選択して、コース修了のための体系的な科目編成を提示している。

[根拠資料:学生便覧(2018)pp.139-145、p.225、【Web】http://www.ses.fit.ac.jp/]

点検・評価項目④ 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

〇各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置

- ・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置 (1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等)
- ・シラバスの内容(授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、 成績評価方法及び基準等の明示)及び実施(授業内容とシラバスとの整合性の確保等)
- ・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法

<学士課程>

- ・授業形態に配慮した1授業あたりの学生数
- ・適切な履修指導の実施
- <修士課程、博士課程>
- ・研究指導計画(研究指導の内容及び方法、年間スケジュール)の明示とそれに基づく研究指導の実施

<専門職学位課程>

- ・実務的能力の向上を目指した教育方法と学習指導の実施
- ・ 単位の実質化を図るための措置

本学では、学則第29条において1単位の学修時間を教室内及び教室外を合わせて45時間とし、講義及び演習については15時間をもって1単位とすると定めている。社会環境学部では、ほとんどの授業が半期2単位で構成されている。社会環境学部では、これまで通年48単位を履修登録の原則的な上限としていたが、2018年度入学生から通年44単位を履修登録の原則的な上限として改め、単位の実質化を計っている。

[根拠資料:社会環境学部履修要項]

・シラバスの内容及び実施

平成 29 年度からは、全学レベルで学科間のシラバスチェックを行うと同時に、チェックの結果や外部からの指摘等により、シラバスの修正が必要となった場合、直ちにその修整と Web による学生や学内外への公開が行われるようになっている。受講した学生に対して実施する授業アンケートの中では、事前にシラバスの内容を確認したか、授業を通じてシラバス中の学習教育目標を達成できたかを学生がチェックするようになっている。さらに、これまでの授業アンケートは、授業全体の取り組み状況を学生自身が振り返るために、講義の最終週付近で実施されていたが、平成 26 年度からは、全学的に授業前半(おおむね 1/3 の時期)に中間授業アンケートも実施し、学生の学習状況やシラバスへの理解を教員が早期に把握し、授業内容や必要に応じて学生個別にフィードバックできるようにしている。

[根拠資料:第9回FD社会環境学部会資料]

・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法

本学では、平成 26 年度「大学教育再生加速プログラム」に選定され、人材育成目標を達成するため、本学の教育改革のフレームに「教授方法の質的転換」を加え、その具体的方策としてアクティブ・ラーニングの全学的展開を推進、学生の「知識定着」と「能動的な学修態度の涵養」の実現を図っている。

学部においても、平成29年度ファカルティ・ディベロッパー(FDer)として、藤井洋次教授(認定時は准教授)が認定され、AL型授業の展開をリードしている。

・1 授業あたりの学生数

1授業あたりの学生数について、現状において基準を決めて制限を行っていない。しかしながら、FD推進機構社会環境学部会では、授業の運営上、1授業あたりの適正な学生数について議論してきている。今後、学修内容や授業種別に応じた適正な学生数について議論していきたい。

「根拠資料:第1回FD社会環境学部会議事録]

・適切な履修指導の実施

各学期の始めに、その前の学期までに習得した各科目の成績・出欠データ・各学期の修得単位数・ 未修得単位数・半期GPA・通期GPA・累積GPAなどが整理された「学修状況表」を用いて、クラス担当も兼務しているゼミナール担当教員から履修指導を行っている。

[根拠資料: AP レビューカード]

点検・評価項目⑤ 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

〇成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

- ・単位制度の趣旨に基づく単位認定
- ・既修得単位の適切な認定
- ・成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置
- 卒業・修了要件の明示
- ○学位授与を適切に行うための措置
 - 学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示
 - ・学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置
 - ・学位授与に係る責任体制及び手続の明示

・適切な学位授与

【成績評価及び単位認定を適切に行うための措置】

成績評価および単位認定については、各科目の担当教員が「授業の達成目標」とこの達成状況を評価するための試験、レポート、小テスト等の「成績評価方法」をシラバスに記載している。学生はこのシラバスに基づいて、自分の学修計画を作ることができる。

編入学際の既修得単位の振替については、2018 年度のカリキュラム改正とコース制導入に伴い適 正な振替科目の見直しを行った。

成績評価および単位認定については、各科目の担当教員がシラバスに記載された「授業の達成目標」とこの達成状況を評価するための試験、レポート、小テスト等の「成績評価方法」に従って、適切に評価している。2016年度からは、全学的に成績評価基準を定量的に定めることを実施し、全科目のシラバスには、成績評価方法を定量的に明記して評価を適切に行っている。

【学位授与を適切に行うための措置】

各科目の担当教員はシラバスに明示した方法により科目の達成評価を客観的かつ適切に実施して 単位を認定する。その結果、在学期間中に取得した単位数に基づき、卒業要件を満たしている学生に 対し、学位を授与している。その際、社会環境学部教授会で卒業判定案を審議し、承認する手続きと なっている。

[根拠資料:学生便覧(2018)p.25、p.28]

点検・評価項目⑥ 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

- 〇各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定
- ○学習成果を把握及び評価するための方法の開発

≪学習成果の測定方法例≫

- ・アセスメント・テスト
- ・ルーブリックを活用した測定
- ・学習成果の測定を目的とした学生調査
- 卒業生、就職先への意見聴取

【各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定】 平成30年度からGPA1.0未満の学生は進級ができないように改正した。

「根拠資料:学生便覧(2018)p. 146]

【学習成果を把握及び評価するための方法の開発】

学生一人ひとりの簡易なカルテのような機能を有し、視覚的に学修が計画的に進んでいるのか否か をあらわすように設計した「学修状況表」を開発している。

[根拠資料:学修状況表]

点検・評価項目⑦ 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

○適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価

学習成果の測定結果の適切な活用

〇点検・評価結果に基づく改善・向上

【学習成果の測定結果の適切な活用】

「学修状況表」で成果を測定している。

【点検・評価結果に基づく改善・向上】

「学修状況表」による測定結果から、ゼミナールにおいて細やかな履修指導を行い、その結果ここ数 年、留年率及び退学率は低位で推移している。

[根拠資料:学修状況表]

(要提出資料・根拠資料について)

1. 要提出資料:

点検・評価項目ごとに<u>必ず提出を要する資料です。基準4</u>における要提出資料は以下の通りです。 書面評価・実地調査のベースとなりますので、事前に内容をご確認下さい。

- ■学位授与方針を公表しているウェブサイト⇒項目①関連
- ■教育課程の編成・実施方針を公表しているウェブサイト⇒項目②関連
- ■**履修要項やシラバスなど、教育課程の内容が分かる資料**⇒項目③関連
- ■授業期間、単位計算及び履修登録単位の上限を定めた学則等の資料⇒項目④関連
- ■**履修要項、シラバスなど、授業の方法等が分かる資料**⇒項目④関連
- ■研究指導の内容・方法、年間スケジュールをあらかじめ学生が理解するための資料<修士課程、博士課程>⇒項目④関連
- ■卒業・修了の基準、判定方法、基準、体制等を明らかにした規程類⇒項目⑤関連
- ■成績評価方法、基準をあらかじめ学生が理解するための資料⇒項目⑤関連
- ■卒業要件、修了要件をあらかじめ学生が理解するための資料⇒項目⑤関連
- ■学位論文審査基準を示す資料<修士課程、博士課程>⇒項目⑤関連

2. 根拠資料:

自己点検・評価の記述内容に応じて、<u>評価項目ごとに任意で選定下さい。必ずしも「要提出資料」を「根拠資料」</u>と位置付ける必要はありません。

(2) 長所・特色

①理念・目的の実現に資する事項であり、有意な成果が見られる(期待できる)もの

②わが国の高等教育において先駆性又は独自性のある事項であり、有意な成果が見られる(期待できる)もの

理念・目的を実現するために、「卒業認定・学位の授与方針」を定め、その方針を受け「教育課程の編成・実施の方針」を定めている。それぞれの方針自体、及びその関与度一覧表については、学生便覧にて周知している。また、毎年実施されるゼミナールにおいて、担当教員より学生一人ひとりに対して履修指導が行われることで、計画的かつ主体的な学修が進むよう工夫を行っている。

ゼミナールにおいて利用している「学修状況表」が、学生一人ひとりの簡易なカルテのような機能を有しており、視覚的に学修が計画的に進んでいるのか否かを表すように設計している。少人数でのゼミナール運営と「学修状況表」を活用した決め細やかな履修指導の成果として、ここ数年、留年率及び退学率は低位で推移している。

[根拠資料:教務委員会資料]

(3) 問題点

①基礎要件に関する問題又は大学としてふさわしい水準を確保する上での問題

②理念・目的を実現する上での問題

授業科目のナンバリングが行われておらず、高年次学年の科目において基礎的な学修を済ませて いない学生であっても、受講が可能となっている点が授業レベルを維持する上では課題となっている。

各学年に配当されている授業科目と「卒業認定・学位の授与方針」との関与度は明らかにしているが、それぞれの科目の寄与度については、更にわかりやすく学生に周知する必要がある。また、学修が効果的に進むように、基礎的な学修が済んでいない学生については、履修制限を行うなどの措置が必要であると考えている。

[根拠資料:第6回FD推進機構社会環境学部会議事録]

(4) 全体のまとめ

○「理念・目的」の項目において、方針に沿った十分な取り組みといえるか、今後どのように取り組むべきかなどを、「大学基準」で求められている内容を踏まえて全体として総括する

社会環境学科では、自ら掲げる理念・目的を実現するために、学位授与方針及び教育課程の編成・ 実施方針を定め、公表している。また、教育課程の編成・実施方針に則して、十分な教育上の成果を 上げるための教育内容を備えた体系的な教育課程を編成しており、効果的な教育を行うため学修状況 表を用い、学習成果の修得状況を把握し評価し学位授与している。 また教育課程及びその内容、方法の適切性については、社会環境学部 FD 部会で定期的に点検・評価を行ない。 また、その結果をもとに PDCA サイクルで改善を行なっている。

第5章 学生の受け入れ

(1) 現状説明

点検・評価項目① 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

- 〇学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表
- 〇下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定
 - ・入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像
 - ・入学希望者に求める水準等の判定方法

社会環境学部社会環境学科では、求める人物像を入学者受け入れ方針(アドミッション・ポリシー)として次の通りに明示している。

①養成すべき人物像

環境に関わる諸問題に関して主として社会科学の立場からアプローチし、地域社会やビジネスの 仕組みを理解した上で、環境調和型の社会実現に貢献することのできる実践型の人材の養成を目的 とする。

②求める人物像

本学部では、環境問題に関わるさまざまな現象に関心を持つだけではなく、地域社会やビジネスにおいて解決を必要とする課題を発見し、自ら解決できるような知識と技能を修得する意欲がある学生を求めている。具体的には、本学部での勉学に必要な基礎的・基本的な知識・技能を有し、知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等の能力を修得した上で、本学部において、主体的に地域社会やビジネスに関する専門知識を修得したいと考えている人、そしてその学修の成果を地域社会やビジネスにおいて生かしたいと考えている人を求めている。

③入学者選抜での観点

一般入試は、大学入試センター試験及び本学の入試試験とセンター試験との併用型入試で行う。 選抜では、高校段階での基礎的・基本的な学習の習熟度、大学での学修に必要な思考力・判断力・ 表現力等の能力の習熟度及び本学において主体的に学修にとり組む態度により判断する。推薦入試 は、高校段階における技能及び学習の習熟度の面からみて、本学部で学ぶ能力を有すると認めた人 物に対して行う。その際に学習の習熟度についての調査書、思考力・判断力・表現力等の能力につ いて考査する小論文又は本学において主体的に学修にとり組む態度についての志望理由書や面接 試験等を通じて判断する。

[根拠資料:大学 Web サイト http://www.fit.ac.jp/kyoiku/rinen/policy/syakai_kankyo]

点検・評価項目② 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

- 〇学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定
- 〇入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備
- 〇公正な入学者選抜の実施
- 〇入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

学生募集方法/入学者選抜方法の適切性】

学生募集と入学者選抜は諸規定に基づき、全学的に統一して実施されている。入学試験は、平成29年度までにいくつかの変更を行い、従来の特別推薦入学試験(前期・後期)、一般推薦入学試験、一般入学試験(A方式入試,C方式入試(前期・中期・後期))から、推薦入試(SS入試、専願制、公募制、専願制後期)、一般入試(3教科型、センター併用型、センター試験利用(前期・中期・後期)、留学生入試に分類された。入学試験成績に基づき、入学試験委員会で合否判定案を作成し、教授会の審議を経て合格者を決定している。

また、編入学・転入学については、入学試験委員会で原案を作成し、教務委員会での振替可能単位

数を参考にしながら、合否及び編入年次を教授会で審議決定している。

【学生募集方法/入学者選抜方法の適切性】

入学試験は、「入学試験委員会規程」、「入学試験合格者選考規程」、「入学試験合格者選考細則」などの諸規程により実施される。入学試験成績に基づき、入学試験委員会で合否判定案を作成し、教授会の審議を経て合格者を決定している。また、編入学・転入学については、「転入学、編入学取扱規程」、「転入学、編入学取扱規程細則」にしたがって、入学試験委員会で原案を作成し、教務委員会での振替可能単位数を参考にしながら、合否及び編入年次を教授会で審議決定している。

【入学者選抜において透明性を確保するための措置の適切性】

入学者選抜においては、入試種別ごとに志願者状況や合格者の割合を公開している。また、学内での合否判定においては、学部教授会において全教員によりその内容が審議、確認されている。

【障がいのある学生の受け入れ方針】

障がいのある学生の受け入れ方針については、平成28年の障害者差別解消法施行に先立ち、従来、 学部が個別に対応してきた障がいのある学生の受け入れ手順を平成27年度に全学的に整備しなおし、 また、学内に向けた、障がいのある学生に対する対応事例集を平成28年度に作成し、当該学生の受 け入れから学内での対応について整備している。

実際の入学試験および入学後の学修については、前者については、大学入試センター試験における合理的な配慮を参考にすると共に、入学試験ならびに入学後の学修について、配慮を要するか事前に申し出ることが可能なように準備している。また、配慮の要不要とは別に、大学のオープンキャンパス等で受験生が学修内容を確認できる機会を提供している。

[根拠資料:教職員のための障がい学生対応事例集]

点検・評価項目③ 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に 基づき適正に管理しているか。

〇入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理

<学士課程>

- ・入学定員に対する入学者数比率
- 編入学定員に対する編入学生数比率
- ・収容定員に対する在籍学生数比率
- ・収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応
- <修士課程、博士課程、専門職学位課程>
- ・収容定員に対する在籍学生数比率

【入学定員に対する入学者数比率】【編入学定員に対する編入学生数比率】【収容定員に対する在籍 学生数比率】

近年本学に対する志願者増加に対応するため、2015年度から社会環境学科は160人に入学定員を定め、学生ニーズにより丁寧な教育をするための定員管理を努めている。2018年度入学者数は入学定員に対して1.09倍であり、適正に管理されている。

また在籍者数は2018年10月現在、741名で収容定員に対して1.06倍である。近年その傾向においてはほぼ適切な在学者数を維持している。

【定員に対する在籍学生数の過剰・未充足に関する対応】

学科の在学生の定員管理は、毎年入試の合格判定を行う際に、定員に対する入学者数の歩留まり率を想定し適正な目標管理に努めている。近年においてはほぼ適切な入学者数と在籍者数を維持している。

[根拠資料:大学基礎データ 2018]

点検・評価項目④ 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

○適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価

〇点検・評価結果に基づく改善・向上

【適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価】

学生受け入れに関し、過去数年分の全学部の入試種別ごとの経年の入学データ、卒業・留年・退学 率データ、就職状況のデータを収集し、点検・評価に用いている。

【定員に対する在籍学生数の過剰・未充足に関する対応】

入学定員に対する在学生の比率を適切にコントロールするため、平成 27 年度に定員を 150 名から 160 名に増やした。結果、社会環境学部の定員に対する入学者の比率は 1.14 (平成 27 年度)、1.17 (平成 28 年度)、1.21 (平成 29 年度)、1.09 (平成 30 年度)と推移している。4 年平均で 1.15 倍であり、適切なレベルと言える。

一方、収容定員と在学生数の観点から見ると、1.15 (平成 27 年度、定員 670 名)、1.14 (平成 28 年度、定員 680)、1.15 (平成 29 年度、定員 690)、1.08 (平成 30 年度、定員 700) と推移している。4 年平均で 1.12 倍であり、適切なレベルで推移している。

学生募集に関しては、これまでは、全学的には募集戦略会議や大学案内編集委員会において、定期的に検証してきたが、平成29年度からは、入試広報課主導によるWGを立ち上げ、募集戦略を議論している。また、各学部内では、運営協議会や入試広報課との議論を踏まえて、学生の受け入れ方針が志願者に正しく伝わるように、学部紹介や学部紹介、学生募集の内容の検証と翌年度に向けた改訂を行っている。

入学者選抜に関しては、全学的には、4月の入試委員会と教授会において入試総括を行うことによって検証し、翌年度以降の選抜方法の議論を行っている。各学部内では、入試委員会での議論を踏まえて学部内の方針を議論している。

(要提出資料・根拠資料について)

1. 要提出資料

点検・評価項目ごとに<u>必ず提出を要する資料</u>です。<u>基準5</u>における要提出資料は以下の通りです。 書面評価・実地調査のベースとなりますので、<u>事前に内容をご確認下さい。</u>

- **■入学試験要項**⇒項目①関連
- **■学生の受け入れ方針を公表しているウェブサイト**⇒項目①関連
- **■入学試験要項**⇒項目②関連
- ■入試委員会等の規程など、入学者選抜の実施体制を示す資料⇒項目②関連
- ■大学基礎データ(表2、表3)⇒項目③関連

2. 根拠資料:

自己点検・評価の記述内容に応じて、<u>評価項目ごとに任意で選定</u>下さい。必ずしも<u>「要提出資料」を「根拠資料」</u> <u>と位置付ける必要はありません。</u>

(2) 長所・特色

①理念・目的の実現に資する事項であり、有意な成果が見られる(期待できる)もの

②わが国の高等教育において先駆性又は独自性のある事項であり、有意な成果が見られる(期待できる)もの

社会環境学部では、「経営」「地域」の2つのコースを提示し、卒業時に「大学で何を学んだのか、どんな能力を身につけたのか」をはっきりと主張できるようなカリキュラムを用意した。教員と学生の距離が近いのも当学部の特徴であり、定員160名という少人数制の強みを活かし、学生一人ひとりの希望や適性に応じた学び方、資格取得のアドバイスなど、履修選択やその後の振り返り・指導を半期単位で実施している。

「経営」コースは、現代社会の経営活動に求められるビジネススキルを総合的に学ぶコースである。 具体的には、経営実務に必要とされる戦略策定や組織統制、マーケティング、組織の財務・経理、さらには社会的責任や法制度などを、社会環境の知識を前提にしてバランスよく学修する。一方、「地域」コースは、現代社会の地域活動に関連するスキルを総合的に学ぶコースである。具体的には、地域に関する政策や教育、地域と密接に関わる環境保全や経済活動、防災、組織の役割など、社会環境の知識を前提に、フィールドワークや地理情報システム等を利用してバランスよく学修する。

[根拠資料:【Web】http://www.ses.fit.ac.jp/]

(3) 問題点

①基礎要件に関する問題又は大学としてふさわしい水準を確保する上での問題

②理念・目的を実現する上での問題

点検・評価項目④で述べたとおり、入学定員に対する入学者の比率が 4 年平均では 1.15 倍であるものの、年度ごとのばらつきがある。とりわけ平成 29 年度では 1.21 倍となっており、今後も引き続き、歩留まりの予測誤差による入学者の変動を小さくする必要がある。

「求める人物像」で示したように、本学部では勉学に必要な基礎的・基本的な知識・技能を有し、知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等の能力を修得した上で、本学部において、主体的に地域社会やビジネスに関する専門知識を修得したいと考えている人、そしてその学修の成果を地域社会やビジネスにおいて生かしたいと考えている人を求めている。現在の入入試において必ずしもすべての入試種別がこうした点を担保できるとは言えない。今後、精度を上げるため、入試種別ごとの改善を図る必要がある。

(4) 全体のまとめ

○「理念・目的」の項目において、方針に沿った十分な取り組みといえるか、今後どのように取り組むべきかなどを、「大学基準」で求められている内容を踏まえて全体として総括する

社会環境学部では、志願者数は安定的に確保できており、入学者数は定員に対しても適切な入学者数を確保し、毎年の変動があまりないように合格者を判定している。引き続き、学部として、志願者数の確保と適切な入学者数の維持を目指す。

加えて、入試選抜の精度上げるために、入学者の在籍期間中における出席状況、成績、就職状況など総合的なデータを入試データと関連付けて分析できるようにし、学生選抜の改善につなげる必要がある。

第6章 教員・教員組織

(1) 現状説明

点検・評価項目① 大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部·研究科等の教員 組織の編制に関する方針を明示しているか。

- 〇大学として求める教員像の設定
 - ・各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等
- ○各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針
- (各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等) の適切な明示
- <大学として求める教員像>

本学の建学の綱領は以下のとおりである。

建学の綱領

- 一、学徒の品性を陶冶し真の国民としての教養を啓培する
- 一、宇宙の真理を探究しこれを実生活に応用して社会に貢献する
- 一、人類至高の精神、自由・平和・信愛を基調として世界に雄飛する人材を育成する
- この「建学の綱領」に則って、「教育理念」を以下のように定めている。

教育理念

- 一、学問(学問の追究・創造・発展) 宇宙の真理を探求し、人類の福祉と環境との調和を指向して、科学技術の創造と発展に貢献 する。
- 一、個人(個人としての人間性の涵養)

自由と平和を愛する心と信愛の情を養い、豊かな人間性と自発的精神に充ちた人間を育成する。

一、社会(社会への主体的な対応)

多様な価値観と創造力をもって、国際化及び情報化社会の進展に主体的に対応できる技術者を育成する。

また、学則第1条において、本学の目的を以下のように定めている。

本学の目的

第1条 本学は、教育基本法及び学校教育法に基づき、工業及び環境に関する専門の学術を研究、 教授し、もって科学の進歩向上に寄与すること目的とする。

本学では、職員任用規則第3条1項において、本学の職員の条件を以下のように定めている、

第3条 職員として採用される者は、次の条件を具えていなければならない。

- (1) その地位及び職種に必要な学識、能力又は技能を有すること。
- (2) 永く勤務に堪えうる健康を有すること。
- (3) 法人の運営に協力的であること。

これらの点を踏まえ、本学における教育職員の採用は行われている。

【教員に求める能力・資質等の明確化】

本学の専任教員の採用及び昇格の審査基準に関しては、「福岡工業大学教員資格審査基準」に則って、教授(第3条)、准教授(第4条)及び助教(第5条)のそれぞれの資格に応じて審査される。審査基準は、第2条で以下のように定められている。

第2条 教員の審査は、教育及び研究上の業績、職歴、学歴等に基づいて行う。

その際に参照する研究業績の範囲を定め、公正な審査が行われるようになっている。

[根拠資料:職員任用規則、福岡工業大学教員資格審査基準、研究業績の評価について]

点検・評価項目② 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

- 〇大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数
- ○適切な教員組織編制のための措置
 - ・教育上主要と認められる授業科目における専任教員(教授、准教授又は助教)の適正な配置
 - ・研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置
 - ・各学位課程の目的に即した教員配置(国際性、男女比等も含む)
 - 教員の授業担当負担への適切な配慮
 - ・バランスのとれた年齢構成に配慮した教員配置

○学士課程における教養教育の運営体制

<教員組織編制のための措置>

【教育上主要と認められる授業科目における専任教員(教授、准教授又は助教)の適正な配置】 教員配置については、学部・学科設置時の設置基準ならびに、部・学科改組(改称)時の審査基準 に沿って、教員を適正に配置している。教員の定年退職や異動で配置に変更があった場合は、設置基 準に沿った教員配置を行うこととしている。

【研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置】

各学部の理念・目的に基づき、各学科は、社会的な要請も勘案し、教育基本方針(カリキュラム・ポリシー)を設計している。これに沿った専門教育を実施できるように、専門分野を十分に考慮した教員の公募・採用を行っている。公募は全て、JRECIN等に公開され、原則として学位を有する教員のみを採用することとし、全教員による研究科の担当が可能なようにしている。同時に、学科の教育システムを継承するために、年齢構成を考慮した職位(教授、准教授、助教)での公募も心掛けている。教員採用に際しては、教授会において学科の公募・採用方針を確認した上で、公募要項の内容や、選考委員会による選考結果を審議・承認している。

【各学位課程の目的に即した教員配置(国際性、男女比等も含む)】

社会環境学部の教員の年齢構成は 60 歳以上が多かったが、補充された 4 名のうち 3 名が 30 歳台あるいはそれ以下、残る 1 名も 40 歳代前半と大幅に若返った。平成 30 年度に公募する専門教員も准教授または助教を採用する予定である。

基幹科目には教授を配置している。

国際性に関しては、外国籍あるいは日本に帰化した専門教員が4名で、30年度に1名増となった。 男女比に関しては、変動がなく女性が圧倒的に少ないため、今後女性の採用を目指す必要があるが、 公募選考においては研究及び教育の能力が最上位である教員を指名するのが常であるため、逆差別に ならないように配慮する必要がある。

授業負担に関しては基本6コマを逸脱することが無いように毎年度調整は行なっているが、教員の 急な退職などで臨時にコマ数が大幅増にならざるを得ない教員が発生することもあり、過重な労働負 担とならないように、また負担割合と基本給に対応した手当を支給する必要がある。

文系の一部の学問分野では、博士号を取得するのが困難な状況があるが、基本的には博士号取得者を採用することが専門教員としての自覚として定着しつつある。今後、教養教員においても博士号または語学分野においては C 2 レベルの採用を目指すことが必要であると考える。

【教員の授業担当負担への適切な配慮】

教員の授業担当負担については、目安の上限値を定め(6単位)、過度な負担が生じないようにすると共に、前後期のバランスなども学生教育の内容の順次性を維持しながら前後期の担当科目数を調整するなどして、適切に配慮している。教員の長期学外研修や欠員、カリキュラム改定時の科目増などに対しては、特任教員や非常勤教員等を配置することで、授業担当が過負荷にならないように努力している。

【バランスのとれた年齢構成に配慮した教員配置】

60 歳を超える教員の比率は、平成23 年度の44.5%から、平成26 年度で24.5%、平成27 年度で14.5%、平成28 年度で14.0%、平成29 年度は15.5%と減少傾向を維持している。現在、本学では、65歳定年と70歳定年の教員が混在しているため、この比率は、もうしばらくは年度により増減する。なお、平成29年5月現在の年齢構成は、 \sim 30歳3.4%、 $31\sim$ 40歳24.1%、 $41\sim$ 50歳32.8%、 $51\sim$ 60歳24.1%、 $61歳\sim$ 15.5%となっており、65歳定年の教員のみとなった場合の平均の[X, X+10]歳教員比率10/38=26.3%、<math>60歳超教員比率5/38=13.2%をほぼ満たしていると考えられる。

[根拠資料:大学データ集 2017]

点検・評価項目③ 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

○教員の職位(教授、准教授、助教等)ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備

○規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

教員選考については、「福岡工業大学教員選考委員会規程」の中で定められている。採用及び昇格を予定している学科の学科会議及び部科長会を経て学長が発議を行い、その発議を受けて教員選考委員会が設けられる。委員会での選考結果を教授会へ報告し、承認を得た後、学長に報告する。また特に、昇格人事の選考手順については「昇格人事の選考に関する申し合わせ」に定められていて、教育および研究業績の審査については「昇格人事に関わる教育および研究業績等の審査基準申し合わせ」に詳細を定める。

[根拠資料:福岡工業大学教員選考委員会規程、昇格人事の選考に関する申し合わせ、昇格人事に 関わる教育および研究業績等の審査基準申し合わせ]

社会環境学部では、平成29年度の公募では、カリキュラムに適合する研究及び教育能力の高い教員であれば問題ないため、職位ごとの募集は行っていない。

また平成29及び30年度に昇格人事が行われた。定期的に適正な昇格が行われている。

[根拠資料:第9回学部教授会資料]

点検・評価項目④ ファカルティ・ディベロップメント (FD) 活動を組織的かつ多面的に実施し、 教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

〇ファカルティ・ディベロップメント(FD)活動の組織的な実施

○教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

FD 部会で、中間アンケート、期末アンケートを解析し、中間アンケートは学期内の改善を行っている。期末アンケートは来年度の向上を目指している。また平成29年度に同部会でシラバスのチェックも行った。

点検・評価項目⑤ 教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果 をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

○適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価

〇点検・評価結果に基づく改善・向上

平成29年度後期の期末アンケートの学生の入力率と教員のコメント率も前年と比べ上昇しており、改善向上が見られる。

各FD部会の活動は自己点検を毎年行うとともに、FDの全体会議で報告している。学生アンケートは、授業開始後5回目に中間アンケートを行うために、その授業の中で改善することができた。その結果、FDで推進したAL(アクティブラーニング)の、各授業における採用率が向上するとともに、学生アンケートの回答率も向上している。

(要提出資料・根拠資料について)

1. 要提出資料:

点検・評価項目ごとに<u>必ず提出を要する資料です。基準6</u>における要提出資料は以下の通りです。 書面評価・実地調査のベースとなりますので、事前に内容をご確認下さい。

- ■大学として求める教員像、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在について大学としての考え方を明らかにし学内で共有した資料⇒項目①関連
- ■大学基礎データ(表4、表5)⇒項目②関連
- ■教員の募集、採用、昇任に関して定めた規程⇒項目③関連
- ■大学としてのFDの考え方、実施体制、実施状況が分かる資料⇒項目④関連

2. 根拠資料:

自己点検・評価の記述内容に応じて、<u>評価項目ごとに任意で選定下さい。必ずしも「要提出資料」を「根拠資料」</u>と位置付ける必要はありません。

(2) 長所・特色

①理念・目的の実現に資する事項であり、有意な成果が見られる(期待できる)もの

②わが国の高等教育において先駆性又は独自性のある事項であり、有意な成果が見られる(期待できる)もの

教員採用は全て公募で行われるため、公平性が確保されている。採用されれば、助教の職位においても、教授、准教授と同様に専用の研究室及び卒研室が提供されると共に個人研究費も同様に配布される。また、雇用形態も任期制の有期雇用ではなく無期雇用であるため、安定した教育・研究を行うことが出来る。

また、FD 推進機構が実施する新任教員へのオリエンテーションでは、学務部長から本学の理念や目的の説明が行われ、本学が推奨する教授法や対応について確認がなされている。また、各学部、研究科にFD 部会が設置されており、教員間の交流や授業見学を行うなど、FD 活動を推進している。

(3) 問題点

①基礎要件に関する問題又は大学としてふさわしい水準を確保する上での問題

②理念・目的を実現する上での問題

現在、教養力育成センター教員(教養力育成科目担当者)の採用について、公募案の策定は教養力育成センターが行うが、教員選考委員会の設置は社会環境学科で行っている。教員選考委員会には教養力育成センター教員も参画するが、審査(投票)は社会環境学部の教授会で行われることから、教養力育成センターの意向が反映できる仕組みの検討が求められている。

教員の採用は全て公募で行われるため、公平性は確保されているが、特別な役割を担う特命的な教員 採用を行うことは難しい。教員配置の考えが学科のカリキュラムの中で閉じているため、学科横断型 の教員配置は困難。学部や大学全体の教員の専門性等把握して教員配置を俯瞰して実行できる組織が 必要ではないか。

また、教員公募において、本学のスタンス(実践型人材の育成・・・教育にウエイトを置いた取り組み)や MP での取り組みを理解して頂き、応募して頂けるような方策も必要である。教員の昇格基準(審査)について、研究業績重視で行っているが、本学における教育業績や地域貢献についても審

査対象として昇格基準に加えることの検討が必要である。

(4) 全体のまとめ

〇「理念・目的」の項目において、方針に沿った十分な取り組みといえるか、今後どのように取り組むべきかなどを、「大学基準」で求められている内容を踏まえて全体として総括する

本学の建学の綱領や目的に沿って行われている。また、大学設置基準等の取り決めに基づき、各学部学科の会議等に諮りながら計画的な対応を行っているため、教育・研究上の見地からも適正な管理が行われている。

基本的に学科中心の採用人事や昇格人事であるため、大幅なカリキュラム変更や学科横断的な人的交流は難しく、また学部や大学の意向で行うような大胆な人事は出来ないが、方向性が決まれば、安定した教育・研究を行うことが出来る。なお、教員の資質向上については、FD 推進機構において研究会等の開催や各学部の FD 部会においても教員間の授業見学や授業改善 PDCA を進めながら、高次な改善に取り組んでいる。教育・研究の質的転換の実現には、教員の多様化(多国籍や女性等)も考慮しながら、組織的、多面的な方法により教員の資質向上を図ると共に各学部学科の強化を図りたい。